

新潟県立新潟高等学校いじめ防止基本方針

本校では全ての教職員が、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校づくりに向けて組織をあげて取り組みます。

特に重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対応し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関にも通報します。

本基本方針には、「新潟県立新潟高等学校いじめ防止行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない、起こさない力」を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や、「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくいということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがある場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からの相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの解決に向けて

- いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがある場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思わず、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行った生徒については、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非について気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちがもてるよう指導します。
- 当該生徒の保護者に対して説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力してその解決に向けて取り組めるようにします。
- 生徒には、いじめについて自分の問題として捉えさせ、絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組みます。
解決した後も、双方の生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。